

# シンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」

国際協力部教官

福岡文恵

## 第1 本シンポジウム開催の経緯

法務省法務総合研究所国際協力部は、平成30年（2018年）3月8日、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共催し、JICA本部会議室において、シンポジウム「ラオスの新民法典と立法手続」を開催しました。

このシンポジウムは、平成24年（2012年）以降、日本が起草支援を行ってきたラオス新民法典<sup>1</sup>が、本年10月頃にラオスの国会で審議され、成立する見込みであることを踏まえ、新民法典の適切な運用や関連法の整備に向けた取組み等について、関係者間で情報共有を図ることを目的として開催しました。

本シンポジウムでは、ラオス新民法典起草を指導してきたラオス司法省元副大臣のほか、ラオスにおける立法過程に詳しい元ラオス国会法務委員会委員長、現ラオス国会法務委員会副委員長をゲストにお迎えし、講演やパネルディスカッションを行いました。

本シンポジウムには、同時期に実施していたラオス本邦研修<sup>2</sup>の研修員21名が参加したほか、ラオスとの関わりの深い関係者の皆様に御参加いただきました。

本稿では、各講演やパネルディスカッションの概要についてご紹介いたします。

詳細については、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）のホームページ（<http://www.icclc.or.jp/>）内の”ICCLC NEWS”に全文が掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

なお、本稿の意見にわたる部分は、いずれも小職の私見です。

## 第2 本シンポジウムの概要

### 1 元ラオス司法省副大臣による講演

本シンポジウムでは、まず、JICA産業開発・公共政策部中村俊之部長の開会挨拶、ダウォン・ワンウィット国会法務委員会アドバイザー、元ラオス国民議会議員、元国会法務委員会委員長の挨拶に続き、ケート・ケティサック元ラオス司法省副大臣、民法典刑法典起草委員会委員長に「ラオス新民法典」と題した講演をいただきました。

ケート氏からは、①市場経済促進のための法的発展の状況、②民法典制定の必要性、③ラオスの民法典の制定及び民事法制度の発展に向けた方針という三つのテーマについて

<sup>1</sup> ラオス民法典制定に関する詳細は、ICD NEWS 第71号（2017.6）58頁「ラオス民法典制定」、同170頁「ラオス民法典制定と実務上の課題」をご参照ください。

<sup>2</sup> 松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、野澤正充立教大学大学院法務研究科教授、南方暁創価大学法学部教授、大川謙蔵摂南大学法学部法律学科講師を講師としてお迎えし、ラオスの民法典起草サブワーキンググループメンバーを対象に、ラオス新民法典最終草案確定及び条文の趣旨・内容等を解説したリサーチペーパー作成に向け、2018年3月4日から同月17日までの間実施しました。

て、具体例を踏まえてお話しいただきました。

現在、ラオスには約22の民事関連法令が存在（憲法及び数個の首相令を含む）して  
います。しかし、これらの法律間で整合がとれておらず、また、経済発展の加速が進み、  
新たな紛争が生じることとなりましたが、それらの紛争を解決するための法の規定がな  
く、仮にあったとしても、実務に適してはいませんでした。そこで、現行法の整合性を  
確保し、法律の隙間を埋め、法律適用における予測可能性、透明性及び正当性を実現す  
ることを目的として、民法典の制定に取り組むこととなったのです。

ケート氏は、特定の国の法律だけを学んでコピーするではなく、多くの国々の法律の  
良い制度を多く学び、総合して導入する方針であり、慌てず、ゆっくりとであるが、確  
実に歩むことが重要である旨述べられました。

ケート氏の講演では、明治維新以降、西欧法や英米法等の長所・短所を踏まえて法制  
度を整備してきた歴史を持つ日本が、対象国の社会情勢、法制度、慣習、文化等様々な  
事情を把握した上で、その国にふさわしい法制度を確立する支援をすることの意義を、  
改めて認識することとなりました。



【講演中のケート氏】

## 2 ラオス国民議会議員による講演

続いて、ラオス国民議会議員・国会法務委員会副委員長のブンポン・フアンマニー氏  
から、「ラオスの立法手続」と題する講演をいただきました。

ブンポン氏からは、まず、ラオスの人口、男女比等ラオスの概要に関する説明に続き、  
ラオス国会の構成に関して具体的に説明がなされました。

引き続き、ラオス憲法やラオスの立法手続につき規定した法律制定に関する法律を参  
照しながら、ラオスにおける立法手続の流れについて段階毎に詳細な説明がなされまし  
た。

ここでは簡単に説明しますと、ラオスの法律の制定は、①法律の制定と改正計画の立

案，②法律の草案起草，③司法省による草案の整合性審査，④内閣による草案の検討，⑤国会による草案の検討と承認，⑥国家主席による法律の公布という手順で実施され(法律制に関する法律19条)<sup>3</sup>，新民法典は現在5つ目の段階にあります。

ブンポン氏の講演は，ラオスの立法手続の流れや各手続におけるチェック項目を知る上で，非常に貴重なものとなりました。



【講演中のブンポン氏】

### 3 パネルディスカッション

本パネルディスカッションは，ラオス側パネリストとして，ダウオン・ワンウィチット元国会法務委員会委員長，ケート元ラオス司法省副大臣及びブンポン国会法務委員会副委員長に，日本側パネリストとして，元JICA国際協力専門員・弁護士であり，平成29年（2017年）6月からJICA長期派遣専門家としてラオスに赴任されている入江克典氏にご登壇いただき，モデレーターを伊藤浩之当部副部長（元ラオスJICA長期派遣専門家）が務めました。

本パネルディスカッションでは，国会を補佐する8つの委員会のうち，法務委員会と司法委員会の役割の違い，法の適用・運用を監査する国会の権能に関する具体的事例，国会常務委員会の法律解釈権，司法省における草案の整合性審査と国会法務委員会の法案審査の重点の置き方の違い等について，質疑応答がなされました。

これらの問いに対する回答については，是非ICCLC NEWSをご覧ください，ご確認いただければと思います。

また，本パネルディスカッションでは，ラオス新民法典の現状についても確認がなされました。

ラオス新民法典は，昨年（2017年）1月にラオス司法省から内閣に提出され，同

<sup>3</sup> 法律制定に関する法律の詳細については，ICD NEWS 65号（2015.12）129頁の「ラオス法律人材育成の課題と展望—立法過程に着目して—」をご覧ください。

年2月に内閣から国会常務委員会に提出され、国会にて審議されたところ、国会議員から様々なコメントを受けたことから、起草委員会において再検討し、修正作業等がなされているところです。

今後は、国会会議に提出される前に、国会法務委員会に新民法典の修正草案を提出し、以前国会議員から出されたコメントに対する説明がきちんとなされるか厳しいチェックを受けることとなります。

その後、会場から、昨年の日本における民法改正で変更された制度等が、ラオス新民法典起草の中で何らかの形で反映されているかについて、質問がなされました。

この点については、ラオス新民法典起草にあたっては、日本の法律だけでなく他国の法律を分析し、ラオスに合うものを取捨選択していることを前提に、民法改正で変更された事項について、本邦研修の中で適宜説明を加えているとの回答がなされました。

また、日本の民法典制定時、家族法に関して、日本の古き良き伝統が崩されるのではないかとの議論があったことを踏まえ、ラオスでも同様の議論があるかにつき質問がなされました。

この質問に対しては、ケート氏から、ラオスの起草メンバーは、民法典だけでなく、法律を制定する上では文化に抵触したり取り壊すことがないように厳格に気を付けていること、新民法典のうち、国民の関心の高い家族関係に関する事項については、現行法の要素を多くの割合で維持しており、反対意見は出されていないこと、そして、ラオス国民は、新民法典によって民事法が統合されて整合性が実現され、より生活しやすい社会になることを求めており、国民待望の法典であることが述べられました。

本パネルディスカッション後、JICA調達部次長であり、2007年から2010年、2013年から2015年の約5年間、JICAラオス事務所次長及び同所長を務められた武井耕一氏から、新民法典がラオス国内で理解され、周知されることを期待する旨の御言葉を頂戴しました。



【パネルディスカッションの様子】

### 第3 本シンポジウムを終えて

本シンポジウムは、佐久間達哉法務省法務総合研究所所長の閉会挨拶で盛況のうちに終了しました。

閉会挨拶では、「ラオス新民法典は、他国の法律をそのまま持ってきたものでも、モデル民法典でもなく、まさにラオスの皆様がラオスの社会に合った納得のできるものを起草した民法典である」という、石岡修前JICA長期派遣専門家<sup>4</sup>の言葉が紹介され、ラオスの新民法典がまさにラオスの実情を真に反映した民法典であることが確認されました。

ラオス民法典起草支援は、準備期間を含めると15年近くかけて続けられています。その間、ラオスの社会に合った新民法典制定に向けて、アドバイザーグループの先生方を始め、JICAの皆様、ICCLC等の各機関の皆様、本シンポジウムに御参加いただいた皆様等、多くの皆様に御支援・御協力をいただいております。皆様の熱い御支援・御協力に対し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

---

<sup>4</sup> 弁護士であり、平成22年（2010年）7月から平成29年（2017年）6月までの間、JICA長期派遣専門家としてラオスに赴任され、ラオス民法典起草支援や人材育成支援にご尽力されました。